

# 70日間チャレンジウォーキング事業運営業務委託実施仕様書

## 1 件名

70日間チャレンジウォーキング事業運営業務委託

## 2 事業の趣旨

市制施行70周年記念事業のひとつ。生活習慣病の予防と日常的な健康づくりのため、70日間に渡るウォーキング事業を実施し、事業実施後も継続的に健康づくりに取り組む意識醸成を図ることを目的とする。

## 3 業務の委託概要（詳細は別紙を参照）

### (1) 内容

ア スマートフォン用ウォーキングアプリ（以下、アプリという。）

イ 実地イベント（以下、イベントという。）

### (2) 経費

一切を受託者が負担する。ただし、イベントの中で市所管施設を利用する場合の費用については、減免等の対応が可能な場合があるため、別途市と協議する。

## 4 契約期間

締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

## 5 成果物

本事業の成果物は、以下のとおりとし、提出時期や媒体は市の求めに応じるものとする。

また、成果物の内容及び様式については、別途市と協議すること。

(1) アプリとイベントそれぞれについて、企画・開発・準備等すべてのスケジュールをまとめたもの

(2) アプリやサポート体制等の全体構成を説明する資料及びマニュアル（アプリの内容変更が発生する場合は、必要に応じて、マニュアル等の更新作業も行うこと）

(3) アプリの動作確認作業報告書

(4) 事業報告書（本事業に関する検証、実績、効果を含む）

(5) 普及啓発用資材（ポスター・ちらし・HP等の事業内容や参加方法がわかるもの）

(6) その他、発注者が必要と判断した資料

## 6 支払方法

業務完了後、受託者は速やかに市に最終的な成果物を納品すること。それが妥当と判断された場合において、受託者指定口座に一括払いとする。

## 7 著作権

本事業における成果物の著作権は市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。また、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 8 特に遵守すべきもの

### (1) 個人情報について

ア 取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」を遵守すること。

イ 個人情報の保護および保全に対する社員教育を徹底し、個人情報保護管理体制を確立すること。

ウ アプリを通じて取得した個人情報に関する取扱いについては、プライバシーポリシーを定め、利用目的を利用者に明示すること。

(2) 契約に際し、「府中市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約条項」及び「環境配慮に関する特約条項」等の各特約条項を遵守すること。

(3) 運営にあたっては、市の取り組む環境マネジメントシステム(I S O 1 4 0 0 1)の内容を理解し、その取組に協力すること。

(4) 履行拒否又は履行不能の場合は、「履行拒否又は履行不能の場合の違約金に関する特約条項」に基づき、受託者は違約金を市に支払うこと。

(5) 感染症対策等にあたっては、国及び都のイベント等における感染拡大防止ガイドライン等を遵守  
ドラインを遵守するとともに市の指示に従うこと。

(6) 受託者は受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務において知り得た情報を業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示または漏洩してはならない。そのため、受託者の組織内において、周知・研修など必要な措置を講ずること。

(7) 列記したものの以外も、あらゆる法令、ガイドライン等を遵守すること。

## 9 その他

(1) アプリや広報物等には、事前協議のうえ、府中市制施行70周年記念シンボルマーク（別紙添付）を多用すること。

(2) 受託者は、業務を実施するうえで、苦情対応等含め常にリスクマネジメントを心掛け、トラブル等が発生した際は、速やかに市に報告すること。事故やその他のトラブルについては、明らかに市のみの責任による問題である場合を除き、受託者がすべての責任を負担し、解決する。

(3) 受託者は、この契約における委託業務の全部または主要部分を第三者に委託することができない。ただし、市に事前に相談したうえで、市が求める書面を提出し、承諾を得たときはこの限りではない。その場合においては、受託者が、受託者の責任において、受託者が市に対するものと同様の義務を再委託先に負わせ、問題発生時の解決の責任は受託者が負う。

(4) 仕様書の解釈について疑義が生じた場合または、仕様書に定めのない事項については、市の意図を前提としたうえで協議を行い、決定するものとする。

(5) 連絡を密にし、真摯に対応すること。

(6) 仕様を満たしていない点が発見された場合、受託者は速やかかつ責任をもって仕様を満たすこと。

(7) 業務にあたり、それぞれの履行や支払いが終了した後であっても、受託者が行った作業に瑕疵が発見された場合、受託者はその義務を引き続き負うものとし、市の指示に従うこと。

(8) 仕様書に明示されていない事項であっても、市と協議のうえ、履行上必要だと判断された事項については、すべて受託者が責任を持って対応すること。